

ご利用ください

高齢者の福祉サービス

市が実施する主な高齢者の生活支援サービス(介護保険サービス以外)をご紹介します。

お問い合わせ 高齢者福祉課福祉係(内線327、340)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 配食サービス

買物や調理が困難な方に、ご家庭まで食事をお届けします。

| | |
|------|--|
| 対象者 | おおむね65歳以上の虚弱な高齢者で、次のいずれかに該当する方 ●ひとり暮らし ●高齢者のみの世帯 ●昼食または夕食の時間帯に家族が不在 |
| 利用回数 | 昼食(1~3回/週) 夕食(1~3回/週) ※1週あたり合わせて4回以内 |
| 費用 | 1食あたり400円 |

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 生活支援型ホームヘルプサービス

要介護認定が「非該当」で日常生活に支障のある方や、おおむね65歳以上で骨折、退院予後などで、一時的に支援が必要となった方などに対して、家事援助等を行います。

| サービスの内容 | サービスの費用 | |
|---------|----------------|------|
| 家事援助 | ●30分以上1時間未満 | 160円 |
| | ●1時間以上1時間30分未満 | 230円 |
| | ●以後30分増すごとに | 90円 |
| 身体介護 | ●30分未満 | 220円 |
| | ●30分以上1時間未満 | 410円 |
| | ●1時間以上1時間30分未満 | 600円 |
| 複合 | ●以後30分増すごとに | 230円 |
| | ●30分以上1時間未満 | 290円 |
| | ●1時間以上1時間30分未満 | 420円 |
| | ●以後30分増すごとに | 160円 |

※生活保護世帯は無料

3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 家賃助成

| | |
|-----|---|
| 対象者 | 次の条件をすべて満たす方 ●民間アパート等に居住する70歳以上のひとり暮らし ●向日市に5年以上居住 ●前年の所得税が非課税 |
| 助成額 | 家賃月額額の3分の1(1万円が限度) |

4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 日常生活用具給付

安全用器具である電磁調理器、自動消火器などを給付します。

| | |
|-----|--------------------------|
| 対象者 | おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等の高齢者 |
| 費用 | 所得に応じて、一部または全部の利用者負担が必要 |

5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 寝具乾燥

日常使用している寝具の乾燥、丸洗いをします。

| | |
|------|--|
| 対象者 | おおむね65歳以上の寝具の乾燥が困難な虚弱な高齢者で、次のいずれかに該当する方 ●ひとり暮らし ●高齢者のみの世帯 ●ねたきり |
| 利用回数 | 寝具乾燥(10回/年) 寝具の丸洗い(2回/年) |
| 費用 | 1回300円(生活保護世帯は無料) |

6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 住宅改良助成

ご自宅で暮らしやすいように、また、介護しやすいように住宅を改良する場合に相談に応じます。また、介護保険給付サービスの限度額以上の住宅改修を行う場合や介護保険給付対象外の改修を行う場合の費用の一部を助成します。なお、着工後の申請は対象になりませんので、必ず着工前にご相談ください。

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ●廊下等の手すりの設置工事 ●道路から家屋への経路及び家屋内の段差解消 ●便器の取替 ●浴槽の取替など |
| 対象者 | 65歳以上で次のすべてに該当する方 ●介護保険の要介護認定で要支援、要介護と認定された方 ●同居する家族全員の前年所得合計額が1千万円以下の方 |
| 助成額 | 助成基準額(50万円以内)の10分の7を助成 |

7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 介護者見舞金

| | |
|-----|----------------------------------|
| 対象者 | 65歳以上の要介護度「3・4・5」の高齢者を在宅で介護している方 |
| 支給額 | 年額6万円(受付は7月、2月) |

8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 ショートステイサービス

介護者が病気になったり、介護疲れなどの理由で高齢者がご家庭で十分に介護を受けられない場合、介護保険の短期入所(ショートステイ)サービスに加えてご利用いただけます。

| | | |
|------|----------------------|-----|
| 対象者 | 要介護認定で要支援、要介護と認定された方 | |
| 利用回数 | 要支援 | 月2日 |
| | 要介護1・2 | 月3日 |
| | 要介護3・4 | 月4日 |
| | 要介護5 | 月7日 |
| 費用 | 要介護度のサービス費用の3割程度 | |

9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 8 生きがいデイサービス

要介護認定が「非該当」で日常生活に支障のある方や、自宅に閉じこもりがちな高齢者の方に、デイサービスセンターまで通所していただき、参加者同士の交流、レクリエーションなどを通じて生きがいや健康づくりの機会を作ります。

| | | |
|------|-----------|---------------|
| 利用回数 | 1週あたり1~2回 | |
| 費用 | 生活保護世帯 | 480円(昼食代) |
| | 上記以外の世帯 | 1,140円(昼食代含む) |

10 11 1 2 3 4 5 6 7 8 9 在宅介護支援センターの相談サービス

住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう、お近くの在宅介護支援センター(あんしん介護の窓口)が、福祉サービス・介護についてのご相談に応じます。

| あんしん介護の窓口 |
|--|
| ●ケアセンター回生向日市在宅介護支援センター 物集女町中海道19-5 ☎934-6887 |
| ●向日市社協在宅介護支援センター 寺戸町西野辺1-7 ☎921-1550 ※夜間・日・祝・休日は「向陽苑」転送となります |
| ●在宅介護支援センター向陽苑 上植野町五ノ坪1-2 ☎921-4100 |

11 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 あんしんホットライン

65歳以上のひとり暮らしで、虚弱なため日常生活に不安のある方のお宅に「あんしんホットライン」を設置し、緊急時の連絡や福祉サービス・介護についてのご相談に応じます。

